

第4回 豊能町子ども・子育て審議会 議事録（要約）

日時 平成26年7月31日（木）

14:00～16:00

場所 役場本庁2階 会議室

出席者 委員7名、事務局6名

会 長：ただいまの出席委員は7名です。過半数に達していますので、ただいまから、第4回豊能町子ども・子育て審議会を開会します。

議事

1) 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

会 長：豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について説明を求めます。

（事務局：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について、概要を説明。）

意 見：保育所に子どもが預けたい場合、フルタイムで働いていても祖父母がいると預けられないケースも出てくるのでは。きめ細やかな、地域の実情に応じた対応をお願いしたい。

事務局：本町は60歳以上の同居の家族がいる、という年齢制限をしているが、周辺自治体は65歳であり今後の課題かと思っている。

会 長：採決に移ります。

提案のありました「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」賛成の方の挙手を求めます。

会 長：挙手全員であります。よって、本件は可決されました。

2) 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

会 長：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について説明を求める。

(事務局：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について概要を説明)

意 見：第48条に記載されている「その他保育に従事する職員」というのは。

事務局：保育士資格はないが、保育に従事する職員で、市町村が実施する研修を修了した者です。

会 長：採決に移ります。

提案のありました「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」賛成の方の挙手を求めます。

会 長：挙手全員であります。よって、本件は可決されました。

3) 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

会 長：豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について説明を求める。

(事務局：豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について概要を説明)

意 見：現在の学童（豊能町立留守家庭児童育成室）の対象は3年生までですが、それ以上はどうなりますか。

事務局：条例の第6条には学年は明記されていないので、現在、小学3年生までですが、対象を拡大しての対応を検討中です。

会 長：採決に移ります。

提案のありました「豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」賛成の方の挙手を求めます。

会 長：挙手全員であります。よって、本件は可決されました。

4) 豊能町保育の必要性の認定に関する基準について

会 長：豊能町保育の必要性の認定に関する基準について事務局の説明を求める。

(事務局：豊能町保育の必要性の認定に関する基準について概要を説明)

意 見：障害児は優先利用に入りますか。

事務局：障害児についても、優先利用の対象に含まれます。

会 長：細かい部分は追々、国が示した対応基準に従って優先順位の基準を検討していただけるとのことです。

意 見：現在は就労を中心に判定されていますが、その子の育ちなど数字に上がらない部分を、感覚的な見えない部分をしっかり拾い上げてほしい。

会 長：採決に移ります。

提案のありました「豊能町保育の必要性の認定に関する基準について」賛成の方の挙手を求めます。

会 長：挙手全員であります。よって、本件は可決されました。

5) その他

会 長：次回の会議開催日は、9月30日(火) 予定とする。

事務曲：今後の入園入所の周知にかかわるスケジュールについて説明

会 長：以上で、本日の案件は終了しました。第4回豊能町子ども・子育て審議会を閉会します。